

岩手県遠恋復業促進業務

業務仕様書

令和 7 年 2 月

岩手県ふるさと振興部地域振興室

岩手県遠恋複業促進業務 仕様書

1 本業務の概要

(1) 趣旨

本事業は、複業を通じ社会貢献を考えている首都圏等の人材と、人材を求めている県内企業や地域コミュニティ等とのマッチングを促進し、関係人口の創出を図るものである。

(2) 業務件名及び数量

岩手県遠恋複業促進業務 一式

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

(4) 委託料の上限額

6,110,500円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 令和7年度岩手県一般会計当初予算の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、本件業務委託手続を停止することがある。

※ 国庫の採択がされなかった場合にあっては、本件業務委託手続の一部又は全部を停止することがある。

2 業務内容

(1) 複業人材を受入れる県内受入企業・団体及び関係案内人の選定

ア 複業人材の受入を希望する県内企業・団体（NPO法人も含む）等を募集し、複業ニーズを聞き取りの上、リスト化（20団体程度）を行うこと。なお、募集に当たっては、募集説明会（県内1回、オンライン1回）を実施すること。

イ 関係案内人（複業希望者と県内企業・団体等とのコーディネーター）を設定し、関係案内人を育成するプログラムをオンラインで1回以上実施すること。

なお、プログラムでは、これまで本事業を通じて複業した人材が関係案内人の役割を担えるよう育成を行うこと。

ウ 市町村や関係案内人と連携し、県内企業・団体及び関係者との連絡調整や、複業人材受け入れに向けた支援を行うこと。

(2) 複業希望者の募集

自らのスキルを生かして岩手県と関わりたいと考えている岩手県外在住の複業希望者を募集すること。

(3) 複業希望者と県内企業・団体とのマッチングの準備

次のア～ウに掲げる内容を実施すること。

なお、遠恋複業の取組が事業終了後も県内に定着するよう、企画提案に際しては、市町村との連携方法を提案すること。

ア 複業希望者を対象とした説明会の実施（オンライン1回、首都圏1回）

複業希望者を集めて説明会を開催し、本事業の概要及び複業に関する説明や受入れ企業・団体等を紹介すること。また、複業を始めるにあたって課題となる法務・税務に関する基礎的事項も併せて説明すること。

- イ 複業希望者を対象としたフィールドワークの実施（県内1回、オンライン1回）
複業希望者が複業人材の受入れを希望する企業・団体等のビジョンや想いに触れるフィールドワークを実施すること。また、岩手県の風土や地域のヒト・モノ・コトを知る機会を設けることで関係人口の深化を図ること。
なお、フィールドワークには関係案内人も同席し、関係案内人に必要なコーディネート能力や知見等を習得できるよう助言を行うなど、関係案内人の育成に努めること。
- ウ 複業に向けたマッチングの実施（首都圏1回以上、オンライン1回以上）
県内企業・団体の課題や、複業希望者の有するスキル等を把握した上で、県内企業・団体及び各複業希望者を対象にマッチング会（首都圏1回以上、オンライン1回以上）を開催して、お互いのニーズのすり合わせを行ったうえで、複業希望者が作成する提案書に基づきマッチングを行うこと。
なお、複業希望者には、アの説明会を受講させる等、事前に本事業及び複業に関する基礎的情報の周知を図ること。
- (4) マッチング後のフォローアップの実施
- ア 成立したマッチング事案について、随時、複業が軌道に乗るよう必要な助言を行うこと。
また、平成30年度から令和6年度までに岩手県が実施した関係人口創出事業に参加した県内企業・団体及び複業希望者から相談があった場合は、対応すること。
- イ マッチングが成立しなかった複業希望者についても、スキルに応じた他の県内企業・団体を紹介するなどの取組を行うこと。
- (5) デザインの提案
首都圏等の人材が複業を通じて関係性を深化することを目的とした本業務の趣旨に相応しいものとなるよう、デザインやロゴなどを工夫し、より多くの首都圏等の人材の関心を喚起できるものを制作すること。
なお、制作にあたっては、「遠恋複業課」の文言を活用したデザインとすること。
- (6) その他
提案上限金額の範囲内で独自の提案を実施することができる。また、受注者は、本業務を実施する上で、追加となる業務等が必要な場合には提案すること。なお、この場合において追加提案及び業務に係る費用は受注者の負担とする。
- (7) 事業実績書の提出
事業終了後は、事業の実施経緯、結果及び以下の事項をまとめた報告書を作成し、書面及び電子データで提出すること。
- ア 本事業によって得られたマッチングのモデルやノウハウ等
- イ 本事業に参加した県内企業・団体及び複業希望者のデータ等(名称、連絡先、希望する分野等)
- ウ マッチングをした県内企業・団体及び複業希望者の意見や感想等

3 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書の作成

- ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 業務内容」に沿った内容で、かつ次の事

項を明確にした企画提案書を作成すること。

- (ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- (イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 業務の管理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあっては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

- (ア) 企画提案書 6部
- (イ) 積算内訳書 6部

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案
- イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案
- ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案
- エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、4の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相

手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

5 その他留意事項

事業の実施にあたっては、市町村において同事業の導入が図られるよう取り組むこと。なお、本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。